

第 18 号議案

東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、延滞金の軽減期間を拡大するため提出します。

## 東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都台東区介護保険条例（平成12年3月台東区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「1月」を「3月」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都台東区介護保険条例の規定は、施行日以後に納期限が到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。